

平 28.10.14  
総 4 - 1

# 説明資料

〔国際課税②〕

平成28年10月14日(金)

財務省

## 第3回政府税制調査会(9/29)の外国子会社合算税制に関する主な意見 1

- 近年増加傾向にあるクロスボーダーの直接投資の中には、工場設立を通じた海外進出等の「グリーンフィールド」投資だけでなく、10%超の証券投資などが相当程度含まれているのではないかと。国際租税の議論に当たっては、直接投資の実像を踏まえることが必要。
- 知的財産の海外への移転については、日本で研究開発減税を含む政策資源を投入して知財開発を支援していることを踏まえれば、BEPSプロジェクトの勧告も踏まえた移転価格税制の見直し等を通じて、しっかりと対応していかなければならない。
- 研究開発の成果からどれだけ果実をしっかりととれるかというところの歯どめは重要。諸外国を含めていかに妥当な制度を作っていくかというところは特に注力する必要。
- トリガー税率である20%以上の高い税率を払っても、パテントを移して、そこから利益を得ることで税負担を軽減することが可能。外国子会社合算税制は、トリガー税率あるいは制度の運用も重要だが、もっと日本にとって大きな次元での問題。
- 外国子会社合算税制の見直しに当たっては、中小企業に過度な事務負担が掛からないよう留意すると共に、これから海外進出を考える日本企業の競争力を削ぐことがないように、留意しなければならない。
- 制度設計に当たっては、健全な事業活動を行う多国籍企業が活動しやすいよう配慮が必要。また、国際的な課税競争にどう対応していくかという視点も重要。
- 外国子会社合算税制の見直しは、国際的な取組みと歩調を合わせながら、慎重に対応すべきでないか。また、企業の負担に配慮し、トリガー税率に代わるような制度を導入してはどうか。

## 第3回政府税制調査会(9/29)の外国子会社合算税制に関する主な意見 2

- 国際租税の制度改革に当たっては、個別企業の負担といった視点だけでなく、「BEPSプロジェクト」において日本が果たしてきた主導的な役割、企業の海外展開を支える2009年の「外国子会社配当益金不算入制度」導入等、過去の制度改革の趣旨、及び現在の日本の法人税の体系を踏まえた、総合的な視点を持って議論を進めることが必要。
- 行き過ぎたタックスプランニング、多国籍企業による課税逃れを放置することはできない。先進国と新興国が協調して新たなルールづくりを進め、さらに今、その実施フェーズで求められるのは、そのルールがしっかり効果をもたらし得るかという実効性とスピード。日本はOECD租税委員会における議論をリードしてきたという経緯も踏まえ、グローバル・スタンダードを日本がリードするような形で推進する。そのための必要な法改正に取り組むことは重要。
- 国際租税の分野は、税の論理だけでなく、他国との交渉において、国内関係者とも調整の上、日本として何を取り、何を捨てるのかを明確にし、効果的にカードを切るといった外交的センスが求められる。
- 公平な課税を行うには情報が必要で、情報を得るにはモニタリングが必要。モニタリングには費用がかかるということになれば、やはり公平な課税というのはそれなりのコストがかかるということ。モニタリングの強化に対応できるような、税務当局のマンパワーの拡充が必要ではないか。
- グローバル化、ICT化や金融技術の進歩、及びマイナンバー制度等の新たな制度インフラの導入等、多岐にわたる納税実務を巡る環境変化を踏まえ、納税者の利便性の向上や適正・公平な課税をどのように実現していくか、掘り下げた議論をすることも必要。

## 【あるべき国際租税制度に関する基本的な考え方】

- 資本輸出中立性(CEN: Capital Export Neutrality) ← 全世界所得課税と外国税額控除による二重課税の調整  
※ 全世界所得課税は外国子会社の所得に発生時に課税することに限界あり。
- 資本輸入中立性(CIN: Capital Import Neutrality) ← 領土主義課税と国外所得免除による二重課税調整  
※ 領土主義課税を採用する場合も、原則として投資所得(配当・利子・使用料等)は全世界所得課税とされる。

## 【先進国における近年の傾向】

- **事業や経済活動から発生する所得(アクティブ所得)は、源泉地国あるいは事業がなされている国で課税し、金融等の所得(パッシブ所得)については、居住地国で全世界所得課税。**

## 【我が国における取組み】

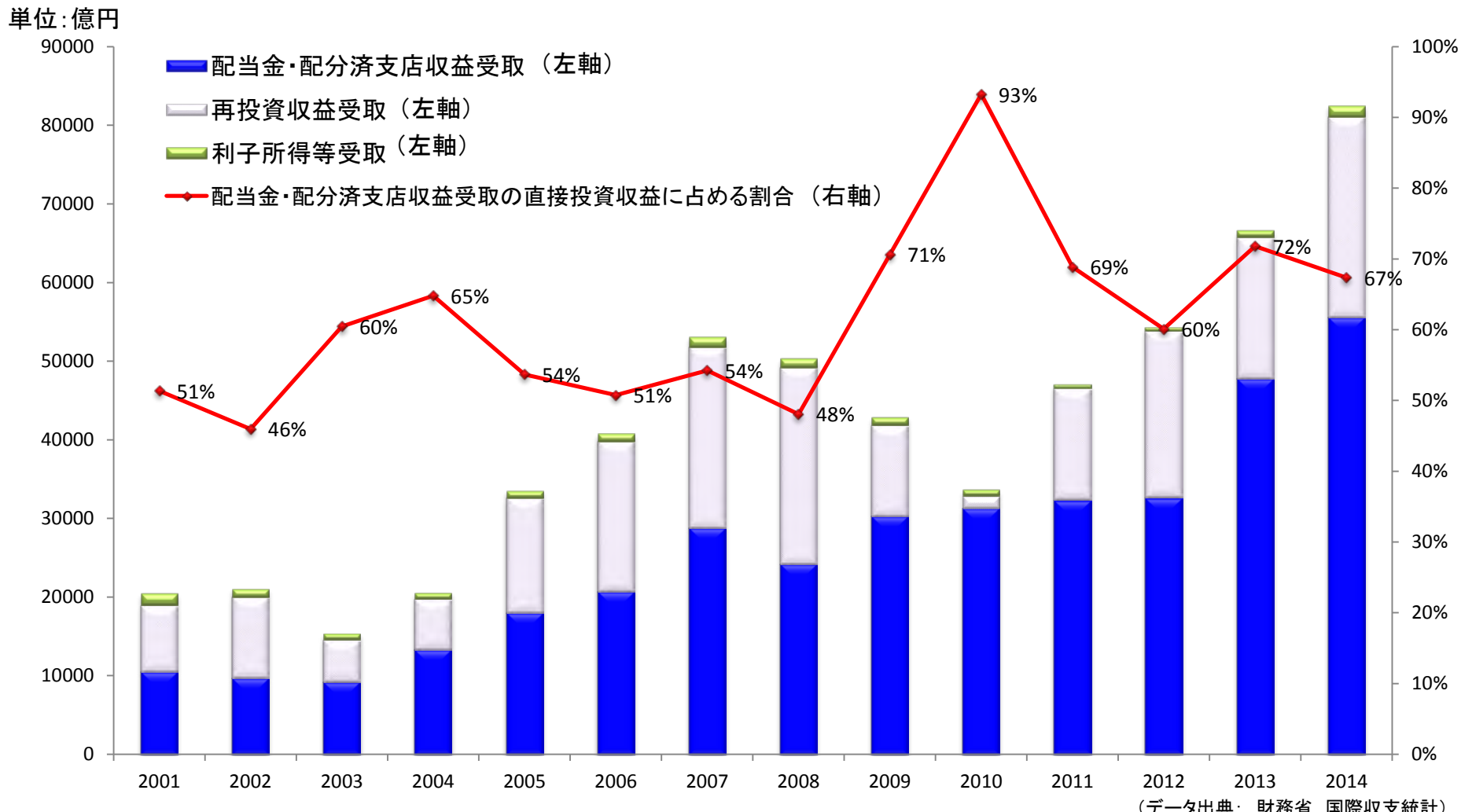
- 上記の国際租税制度の理論や国際的潮流、及び「**日本企業の積極的な海外展開支援を通じた国際競争力の強化**」と「**租税回避への対応**」という二つの政策的要請のバランスを取りながら、国際租税制度の新規導入・改正を実施。
- 2009年度には、日本企業の海外子会社が進出先で得た所得を日本に配当として還流する場合には、親会社の所得に算入しない「**外国子会社配当益金不算入制度**」を導入。  
(注)海外子会社とは、親会社から25%以上の出資を受けた外国子会社を指す。
- 日本企業の海外展開支援を通じた海外市場の成長の果実の日本経済への取込みに貢献するとともに、企業の余剰資金をグループ間で配分するにあたって中立的な税制を確立。日本からの対外直接投資に係る配当(現地での再投資は除く。)の直接投資収益全体に占める割合は増加傾向。
- 「**外国子会社合算税制**」については、こうした我が国の国際租税制度全体での位置付け等も踏まえ、見直しを進める必要がある。

### (参考)

- 資本輸出中立性(CEN: Capital Export Neutrality): 居住地国(資本輸出国)の視点からみて、居住者が投資を国内で行うか国外で行うかの選択について、税制が中立的であることをいう。CENの下での国際的二重課税の排除措置としては、外国税額控除方式が親和的とされる。
- 資本輸入中立性(CIN: Capital Import Neutrality): 源泉地国(資本輸入国)の視点からみて、外国からの投資と国内からの投資とが等しく課税されることをいう。CINの下での国際的二重課税の排除措置としては、国外所得免除方式が親和的とされる。
- 資本所有の中立性(CON: Capital Ownership Neutrality): 資本(工場等)をどの国の企業が所有するかについて、税制が中立的であることをいう。①全ての国が外国税額控除方式を採用するか、又は、②全ての国が国外所得免除方式を採用するかのいずれかであれば、CONが達成されるとされる。

# 日本からの対外直接投資に係る配当収益(グロス)の推移

- 直投収益には、海外子会社等への出資及び貸付から得られる配当・利子の受取りに加え、海外子会社が収益を現地で再投資に振り向けた額が含まれる。後者については日本国内での投資や分配には使用されず、日本の親会社の内部留保として計上される。
- 直投収益に占める受取配当の割合は2004年以降低下傾向にあったものの、リーマンショックを期に9割を超える水準まで増加。しかし、その後6-7割程度に低下。

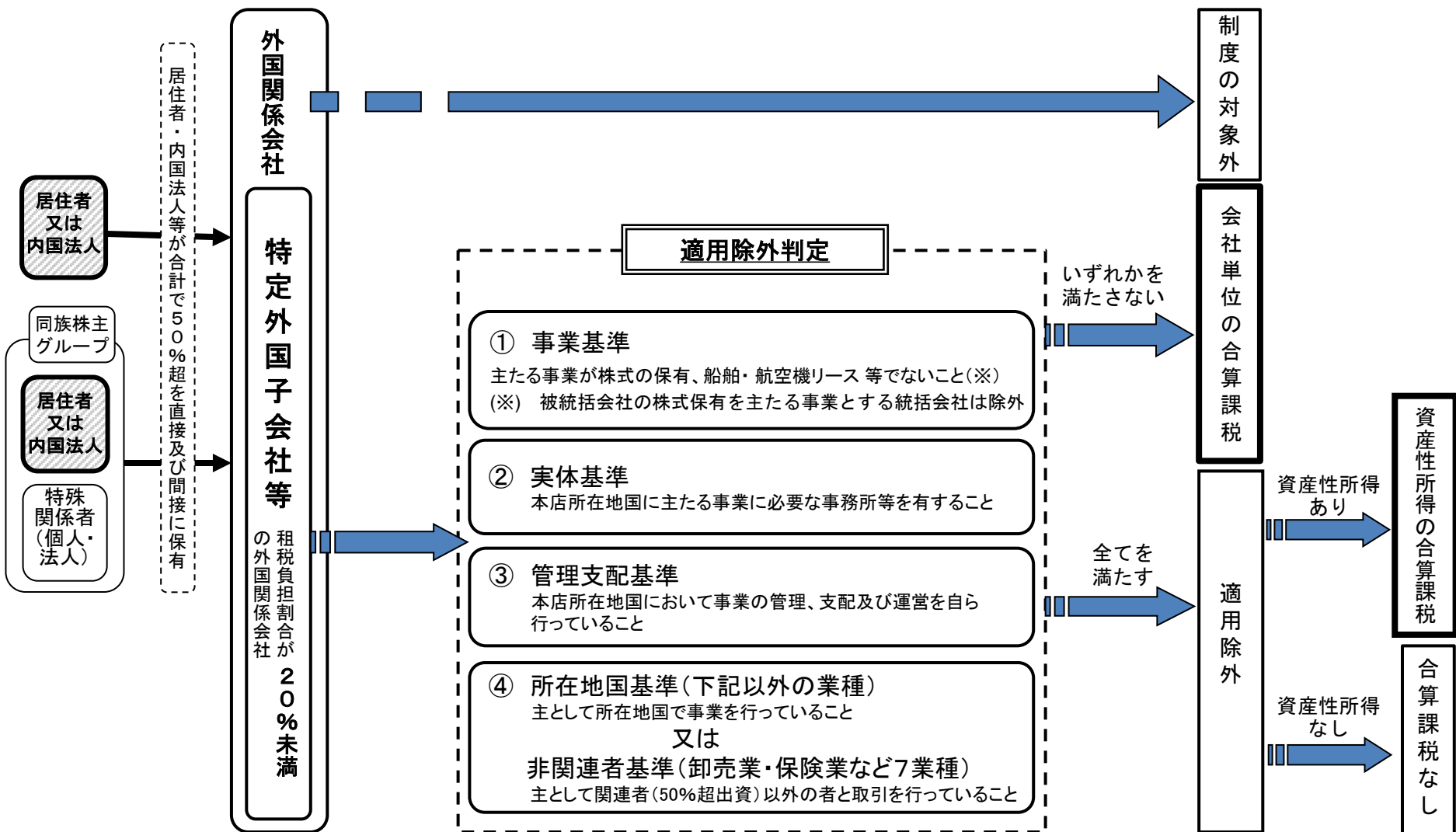


# 我が国における外国子会社合算税制における主な改正の経緯

改正年度	主な改正の内容
昭和53年	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 制度の創設(「軽課税国」指定制度(※)) (※)大蔵大臣が合算対象子会社の所在地国を指定し告示する制度</li> </ul>
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「軽課税国」指定制度を廃止し、<b>外国子会社の租税負担割合</b>(トリガー税率:25%以下)により対象を判定するアプローチへ移行</li> </ul>
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>「外国子会社配当益金不算入制度」の導入に伴う制度趣旨の変更</b>(※) (※)「外国子会社に留保された所得を合算する制度(課税繰延の抑止)」から「外国子会社で発生した所得を合算する制度(租税回避を発生時に抑止)」へと制度の位置付けを変更</li> </ul>
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ トリガー税率の引き下げ(25%以下⇒20%以下)</li> <li>➤ 一定の事業持株会社及び物流統括会社が合算課税の対象とならないよう適用除外基準の見直し</li> <li>➤ <b>資産性所得の合算課税制度(※)の創設</b> (※)適用除外基準を満たすことにより会社単位の合算課税制度の対象外となる特定外国子会社等であっても、資産運用的な所得(ポートフォリオ投資に係る配当、利子、特許権等の使用料、船舶・航空機リース使用料等)については合算する制度</li> </ul>
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ トリガー税率の見直し(20%以下⇒20%未満)</li> </ul>

# 外国子会社合算税制:日本の現行制度

- 日本の「外国子会社合算税制」は、税負担の水準が低く(20%未満(=「トリガー税率」))、「適用除外基準」を満たさないため経済活動の実体がないとみなされた外国子会社等の「全ての」所得について日本の親会社の所得に合算して課税する制度(「事業体アプローチ」)
- ただし、適用除外基準を全て満たした外国子会社等についても、一定の資産運用的所得については、合算課税対象となる(一部「所得アプローチ」を採用)。



# 外国子会社合算税制:見直しの方向性

## 【問題意識】

- 現行制度は、外国子会社の税負担水準が20%(トリガー税率)以上であれば経済実体を伴わない所得であっても合算せず、申告も求めない一方、実体ある事業から得た所得であっても合算してしまう、という問題あり(右記図参照)。
- 外国子会社配当益金不算入制度(2009年度導入)と相まって、知財・金融資産等や事業を形式的・表面的に外国子会社へと移転し、得られた所得を配当として日本に戻すことで課税を逃れる行為を可能とする側面あり。

国内資産の減少、知の国外流出、サービス収支の減少、日本企業が晒されるリпутーション・リスクの増大、税の空洞化、税制への信頼低下等の可能性

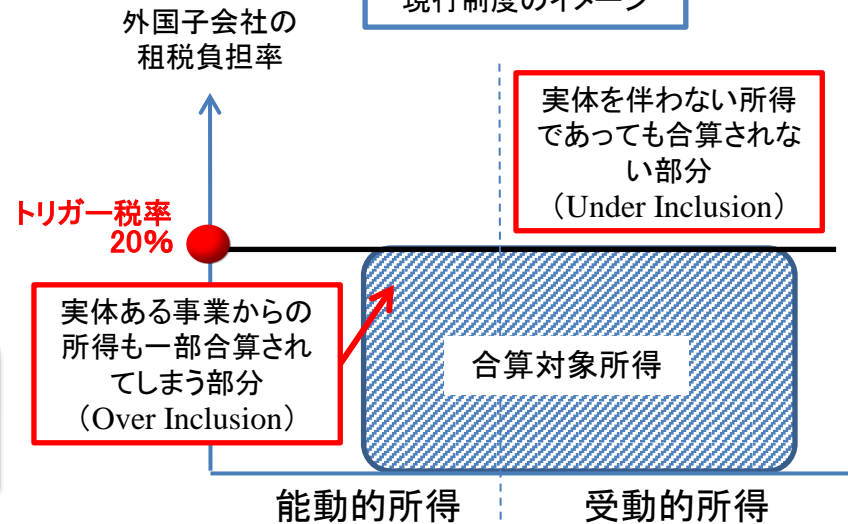


## 【見直しの方向性】

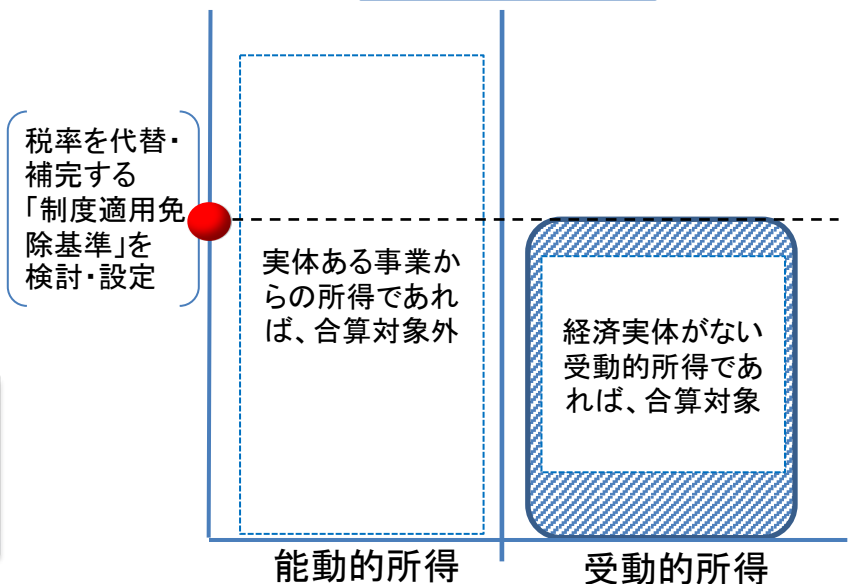
- 「価値創造の場で税を払うべき」というBEPSプロジェクトの原則を踏まえ、外国子会社の所得の種類等に応じて合算対象を決定するアプローチへと変更し、上記の問題に対応(その際、過度の事務負担が生じないように配慮)。
  - ・ 子会社が自らの能力と責任を持って取り組む商品の製造・販売やサービスの提供による対価の獲得等、経済実体がある事業から得た所得(能動的所得)
    - ⇒合算対象外(子会社所在地国で課税)
  - ・ 一定の金融所得や実質的活動のない事業から得られる所得等(=経済実体がない受動的所得)
    - ⇒親会社の所得に合算(日本で課税)

海外事業に取り組む日本企業のリпутーション・リスク低減、日本企業のグローバル・コーポレート・ガバナンス強化の促進、海外成長市場の果実の日本経済への取込み促進、税制に対する納税者の信頼の確保と税の空洞化の可能性への対処

## 現行制度のイメージ



## 見直しのイメージ

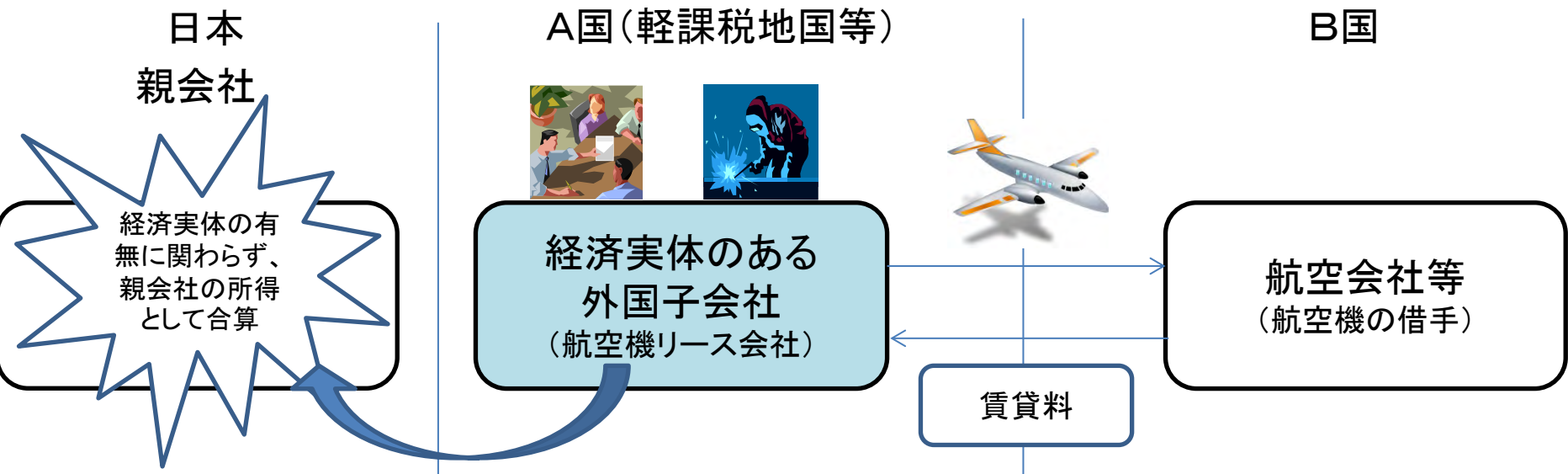




# (現行制度における航空機リース事業の取扱い)

## 現行制度の課題①：実体ある事業から得られた所得相当額が合算課税されるケースへの対応

- 現行制度は、航空機リース事業を低課税環境で営んでいる海外子会社について、租税回避に活用されるリスクが高く、敢えて当該国で事業展開をする経済合理性が認め難いとして、当該子会社の所得全体を合算対象としている。
- 近年、一部の航空機リース子会社は、税負担軽減だけでなく、進出先国が有する航空機リース業に係る豊富な専門人材の活用や取引先への容易なアクセス等の理由から、実体のある航空機リース業を展開しているが、現行制度では、こうした海外子会社の所得も、合算対象とされてしまう。



### 近年の日本企業による海外での航空機リース事業の実情

アイルランドを拠点にしている日系リース企業の状況			
	2014年	2015年	2016年
機体保有数	395機	423機	425機
従業員数	168名	194名	249名
売上金額	1,519億円	1,834億円	2,040億円

**アイルランドに航空機リース業の拠点が集中する背景**

- ・航空機リース事業に特化した法律・会計等の**専門家が300~400名**。
- ・リースの主要な客先である**欧米の航空会社への地理的近接性あり、コ**  
**ンタクトが容易。** **等**

(出典) アイルランド政府産業開発庁 (IDA) KPMGLレポート

(出所) 経済産業省各社ヒアリング結果、日系上位3社の合算。各データは3月期のもの。